

# 畜産収益力強化緊急支援事業実施要領

平成 27 年 3 月 18 日付け 26 農畜機第 5484 号承認

ホ農機号 平成 27 年 3 月 18 日制定

平成 27 年 3 月 31 日付け 26 農畜機第 5882 号承認

ホ農機号 26 要畜強第 3 号 平成 27 年 3 月 31 日改正

我が国の畜産業においては、高齢化や離農が進む中、畜産農家戸数や家畜飼養頭数が減少するなど、生産基盤の弱体化が懸念されており、畜産農家をはじめ地域に存在する各種支援組織や関係者が有機的に連携・結集し、畜産の収益性を向上させることにより競争力の強化を図る必要がある。

このため、ホクレン農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、畜産収益力強化緊急支援事業実施要綱（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 農畜機第 4689 号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体における生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出、飼料自給率の向上のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援する事業に対し、補助することとし、もって畜産経営の収益性の向上や低収益部門の再編・合理化等を通じた畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）、畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）及び要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第 1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

### 1 畜産経営強化支援事業

連合会は、第 1 の 1 及び 2 の事業の機械装置を借り受け利用する者（以下「末端借受者」という。）が、畜産クラスター計画において、畜産競争力強化対策緊急整備事業実施要領（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 生畜第 1673

号生産局長通知（以下「実施要領」という。）第2の2の（5）の取組を行う場合であって、末端借受者のうち、第2の1の（2）のアの要件を満たす者及び第2の2の（1）に規定する再貸付者が、生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付主体（連合会が別に定めるリース会社（以下「リース会社」という。））に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとする。

## 2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業

連合会は、末端借受者が、畜産クラスター計画において、実施要領第2の2の（5）の取組を行う場合であって、末端借受者のうち、第2の1の（2）のイの要件を満たす者及び第2の2の（1）に規定する再貸付者が、飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置のリース会社に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとする。

## 第2 機械装置の借受者等

1 末端借受者は、畜産競争力強化対策緊急整備事業実施要綱（平成27年2月3日付け26生畜第1672号農林水産事務次官依命通知）第2の2に規定する都道府県知事の認定を受けた畜産クラスター計画（以下「認定計画」という。）において中心的な経営体として位置付けられた（1）に規定する者であって、（2）の要件のいずれかに該当する者とする。

### （1）末端借受者の対象者

- ア 畜産業を営む農家（法人化しているものを除く。）
- イ 農業協同組合
- ウ 農業協同組合連合会
- エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- オ 土地改良区
- カ 農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- キ 株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、機構又は畜産業を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であるもの、若しくは農業生産法人となっているものに限る。）
- ク 合同・合名・合資会社（農業（畜産業を含む。以下この項に同じ。）

を営む個人が社員となっている会社であって、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めるもの、若しくは農業生産法人となっているものに限る。)

ケ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。）

コ 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に適合するもの

（ア）農業を営む個人が直接の主たる構成員であること

（イ）当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること

　a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること

　b 代表者の代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること

　c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと

　d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと

　e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関する必要な事項を明らかにしていること

（ウ）平成27年度末までに力からケまでの法人となることが総会の議決等により確実と見込まれる組織であること

サ 上記に掲げる以外の法人のうち、次の（ア）及び（イ）の要件に適合するもの

（ア）自給飼料の生産を従たる事業として営むコントラクターであり、直近3年以上の活動実績があること

（イ）飼料の生産を委託する畜産農家と当該コントラクターの間で、長期（3年以上）の受委託に関する協定を締結すること

（2）末端借受者の要件

末端借受者は、次のいずれかを満たす者とする。

ア （1）のアからウまで又は力からケまでのいずれかに該当する者（イの飼料生産組織を除く。）であって、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者。

（ア）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者又は平成26年4月1日以降に就農又は就農することが確実であり、同法第14条の4の認定（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を

改正する法律（平成 25 年法律第 102 号）第 4 条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 4 条第 1 項の認定を含む。）を受けている者（以下「新規就農者」という。）

- (イ) (ア) に該当する 2 者以上で構成する集団  
(ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会（自ら家畜の飼養及び飼料の生産を行う場合（委託による場合を含む。）に限る。）  
イ (1) のイからサまでのいずれかに該当する飼料生産組織である者  
飼料生産組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、  
TMR センター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織をいう。）であって、次の (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する者  
(ア) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあっては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から 3 年度目。以下同じ。）までに、平成 25 年度又は過去 3 カ年の平均の実測値（現状値）より、北海道では 20ha 以上、都府県では 10ha 以上拡大すること。なお、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では 20ha 以上、都府県では 10ha 以上とすること。  
(イ) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた収穫量の向上等の取組により、目標年度までに、過去 3 カ年の平均の実測値（現状値）より、収穫量（TDN ベース）を概ね 10% 以上増加させること。（※新規組織は対象外）  
(ウ) 導入した機械装置を用いて調製される混合飼料等について、目標年度までに、当該組織又は受益農家が給与する飼料中の飼料自給率（TDN ベース）の値が、平成 25 年度又は過去 3 カ年の平均の実測値（現状値）より、次に定める値以上増加すること。  
a 粗飼料を調製する場合【粗飼料自給率を基準とする】  
(a) 現状値 80% 未満 ..... 5 ポイント  
(b) 現状値 80% 以上 85% 未満 ..... 4 ポイント  
(c) 現状値 85% 以上 90% 未満 ..... 3 ポイント  
(d) 現状値 90% 以上 95% 未満 ..... 2 ポイント  
(e) 現状値 95% 以上 ..... 増加すること  
(f) 現状値 100% ..... 維持すること  
b 濃厚飼料（飼料用米等）を調製する場合【濃厚飼料自給率を基準とする】

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (a) 現状値 10%未満       | ・・・・・ 3 ポイント |
| (b) 現状値 10%以上 15%未満 | ・・・・・ 2 ポイント |
| (c) 現状値 15%以上 20%未満 | ・・・・・ 1 ポイント |
| (d) 現状値 20%以上       | ・・・・・ 増加すること |

※ 粗飼料と濃厚飼料を調製する場合は、a 及び b の基準を満たすこと。

## 2 機械装置の再貸付

### (1) 再貸付者

畜産業の振興を目的とする次に掲げる法人は、末端借受者に対して機械装置を貸し付ける目的で借り受ける者（以下「再貸付者」という。）となることができる。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 一般社団法人
- エ 一般財団法人
- オ 中小企業等協同組合
- カ 中小企業等協同組合連合会

### (2) 再貸付の要件

ア 再貸付者は次のいずれかに該当する場合に限り、末端借受者に機械装置の再貸付を行うことができる。

(ア) 複数の末端借受者に対して、同一の機械装置を貸し付ける場合で、かつ、再貸付者が機械装置の管理を行った方が末端借受者の経営上の合理性があると認められる場合

(イ) その他、再貸付を行うことが、末端借受者の収益性の向上のために必要であると末端借受者の所属する畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）が認める場合

イ 再貸付を行う場合、再貸付者は、末端借受者の所属する協議会の事務局に、その旨を報告するものとし、別に末端借受者との間で再貸付契約を締結するものとする。

## 第3 貸付対象機械装置の範囲

- 1 第1の1及び2の事業における貸付けの対象となる機械装置（以下「貸付対象機械装置」という。）の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。

- 3 貸付対象機械装置は、原則として新品を対象とする。ただし、第1の1の事業において、末端借受者及び再貸付者（以下「借受者」という。）のうち、新規就農者に限り、中古品を対象とすることができるものとする。なお、中古品の貸付の場合には、そのリースの開始時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 貸付対象機械装置は、リース会社がリース物件として貸付可能なものとする。

#### 第4 事業の実施

##### 1 リース会社の選定

- (1) 借受者がリース会社を選定するに当たっては、申請団体（末端借受者が所属する農業協同組合等をいう。以下「申請団体」という。）の助言を得て、連合会が別に定めるリース会社の中から行うものとする。
- (2) リース会社は、借受者とのリース契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械装置の貸付期間内において、同条件で他のリース会社等を通じて事業が継続できるための措置を担保するものとする。

##### 2 環境と調和のとれた農業生産活動

第1の1の事業を実施する場合には、末端借受者は「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートを連合会に提出するとともに、環境と調和のとれた農業生産活動に努めるものとする。

##### 3 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

第1の1の事業を実施する場合、原則として、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。）に係る基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続している末端借受者であるものとする。また、基金との契約を締結していない末端借受者にあっては、基金との契約を締結するよう努めるものとす

る。

#### 4 事業の実施方法

連合会は、借受者がリース会社から借り受ける機械装置の取得価額のうち、2分の1以内の金額についてリース会社を通じて借受者へ助成する。

#### 5 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、以下の方法により定めるものとする。

##### (1) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）で、リース会社が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、連合会が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

#### 6 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

リース会社は、貸付対象機械装置について5の（1）に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により借受者に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

なお、当該譲渡額は、貸付対象機械装置につき法定耐用年数を基礎とした定率法により計算した場合におけるその購入時の未償却残価に相当する価格（当該価格が貸付対象機械装置の購入価格の5%相当額を下回る場合は、当該5%相当額）未満の額とする。

ただし、当該譲渡額が所有権の移転時に公正な市場価格と比べ著しく下回る場合は、この限りではなく、当該市場価格を著しく下回ると認められる範囲内でリース会社が定めるものとする。

#### 7 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者がリース会社に支払うものとする。

#### 8 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

(1) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下、この号に同じ。）に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(2) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース会社が別に定める額とする。

ただし、リース会社は、附加貸付料等を定めるに当たっては、連合会から貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

9 事業の委託

要綱第5の3の規定に基づき、ホクレン農業協同組合連合会代表理事長（以下「会長」という。）は、次に掲げる事業について委託して行うことができるものとする。

- (1) 事業推進会議の開催
- (2) 借受者の申請書類等の取りまとめ、審査及び提出
- (3) 貸付対象機械装置の検収業務
- (4) 会長の指示に基づく調査
- (5) 関係書類等の整備保管
- (6) その他必要事項

10 その他

国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

第5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成26年度とする。

第6 事業の推進指導等

借受者及びリース会社は、連合会の指導の下、都道府県、協議会、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

## 第7 連合会の補助等

連合会は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第8 事業の手続等

### 1 借受者の事業参加申請

(1) 助成金の交付を受けようとする借受者は、第4の1の(1)により事前に契約するリース会社を選定するとともに、別紙様式第1号の畜産収益力強化緊急支援事業参加申請書を作成し、次のアの添付書類を付すとともに、イからコまでの添付書類のうち必要なものをして、会長に提出するものとする。

ア 畜産クラスター計画の認定書面の写し（ただし、事業参加申請書の提出時において、末端借受者が参画する畜産クラスター計画が都道府県知事の認定を受けていない場合には、都道府県知事に提出された畜産クラスター計画の認定のための申請書類の写し）

イ 認定農業者又は知事特認の認定書面の写し

ウ 農業環境規範に基づく点検シートの写し

エ 配合飼料の価格差補てんに係る基本契約及び平成26年度において継続して数量契約を締結していることが確認できる書類の写し

オ 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し

カ 申請する貸付対象機械装置のカタログ（販売業者により原本証明されたもの）

キ リース会社とのリース契約申込書の写し

ただし、申請団体からの申請時点にてリース会社が決定しているため、それをもって申込書とみなすことを可とする。

ク 借受者が法人にあっては定款の写し

ケ 借受者が第2の1の(2)のアの(イ)にあっては、構成員による共同利用契約書の写し

ケ 知事特認機械を申請する借受者にあっては、知事特認に係る協議書の写し

コ その他必要な書類

(2) 連合会は、(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、事業参加申請書の内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に報告するものとする。また、必要に応じて都道府県知事に助言を求めるこ

とができるものとする。

## 2 貸付の決定と契約

- (1) 連合会は、1の(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適當と認められる場合には、借受者に対し、貸付決定通知を送付するものとする。

ただし、1の(1)のオの申請する貸付対象機械装置の見積書が委託先の作成の場合は、第4の9の事業の委託の内容に関わらず連合会が審査を行うものとする。

- (2) 借受者は、(1)による貸付決定後、リース会社との間でリース契約手続きを開始するものとする。なお、リース契約には貸付対象機械装置の本体価格と補助金額を明記するものとする。

## 3 貸付対象機械装置の検収

連合会は、貸付対象機械装置が借受者に納品された後、速やかに当該機械装置の検収を行い、別紙様式第2号による貸付対象機械装置の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、作成した別紙様式第2号の写しを速やかにリース会社に送付するとともに、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「畜産収益力強化緊急支援事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。

ただし、貸付対象機械装置の販売元が委託先の場合は、第4の9の事業の委託の内容に関わらず連合会が検収を行うものとする。

## 4 事業の実績報告

- (1) 借受者は、リース会社とリース契約を締結し、貸付対象機械装置の検収を終えた後、速やかに別紙様式第3号の畜産収益力強化緊急支援事業実績報告書を作成し、会長に提出するものとする。

- (2) 会長は、(1)により事業実績報告書の提出があった場合には、その内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に対し、その実施状況を報告するものとする。

## 5 補助金の交付

会長は、4の(1)の事業の実績報告書を受領後、その内容を審査し、適當と認められる場合には、リース会社からの請求に基づき、貸付決定に基づく額を限度として、補助金相当額を交付するものとする。

なお、リース会社は、請求に当たり別紙様式第4号の畜産収益力強化緊急支援事業精算払請求書（以下「精算払請求書」という。）を作成し、会長に提出するものとする。

## 第9 貸付対象機械装置の維持管理等

## 1 維持管理

- (1) 借受者は、リース会社とのリース契約に従い、善良なる管理者の注意をもって貸付対象機械装置を維持管理し、貸付期間において使用しなければならない。
- (2) 借受者は、貸付対象機械装置の維持管理及び使用状況について、記録しておくものとする。
- (3) 借受者は、貸付対象機械装置の性質に応じて、リース会社等とのメンテナンス契約を締結する等、貸付対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

## 2 経費の負担

貸付対象機械装置の維持管理又は使用のために必要な経費については、リース会社とのリース契約に従い、借受者が負担するものとする。  
ただし、借受者以外の者が、借受者に援助することは妨げない。

## 3 貸付対象機械装置への標記

借受者は、会長の指示に基づき、当該事業による補助を受けたものであることを貸付対象機械装置に標記するものとする。

## 第10 目標年度及び成果目標

この事業の目標年度及び事業実施後の効果は次のとおりとする。

### 1 目標年度

目標年度は、本事業終了年度の翌年度として設定するものとする。

### 2 成果目標

借受者は、コストの削減効果、販売額の増加効果、飼料自給率の向上効果のうち、導入した機械に応じた成果目標を選択し、定量的かつ検証可能な指標で設定するものとする。

### 3 成果目標の検証

借受者は、事業終了年度の翌年度に2の成果目標に係る効果の検証を行い、別紙様式第5号の畜産収益力強化緊急支援事業成果目標報告書を会長へ提出するものとする。

### 4 評価と指導

会長は、3において成果目標を達成していない借受者であって、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）により改善が見込まれないと判断された借受者に対して、第12の2に規定する報告を求め、必要な指導を行うものとする。

## 第11 補助金の返還等

### 1 禁止行為による返還

借受者は、貸付対象機械装置について次の行為を行ってはならない。

なお、これらが判明した場合は、リース会社を経由して会長に対し、助成金額の全部又は一部を返還しなければならないものとする

- (1) 要綱、要領に定める規定に違反した行為を行うこと
- (2) この事業の目的以外の用途に使用すること
- (3) 第三者に転貸し又は譲渡すること。
- (4) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること。

2 会長は、借受者又はリース会社から貸付対象機械装置の貸付期間中において、当該機械装置の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者又はリース会社に対して助成金の全部若しくは一部の返還を命じができるものとする。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 借受者が経営を中止したとき
- (3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなつたとき
- (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

### 3 事業の中止等による返還

貸付期間内において、借受者が離農等により事業を中止しようとする場合は、貸付対象機械装置に係る助成額について、リース会社は貸付期間に応じて会長が別に定める額を、会長に返還するものとする。

### 4 会長の指示による返還

会長は、1から3以外の場合、必要に応じてリース会社に補助金の返還を求めることができるものとする。

### 5 返還のための対応

リース会社は、借受者との間でリース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、助成額の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができるものとする。

## 第12 報告及び調査

### 1 リース会社は、貸付期間中の毎年度、貸付対象機械装置のリース状況に

ついて、会長に報告するものとする。

- 2 会長は、1にかかわらず必要に応じてリース会社及び借受者に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

#### 第13 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 リース会社は、第8の5の精算払請求書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 リース会社は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、精算払請求書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第6号の畜産収益力強化緊急支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（1の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、連合会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

#### 第14 帳簿等の整備保管等

借受者及び貸付主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 第15 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則（平成27年3月18日付け26農畜機第5484号承認）

改 正（平成27年3月31日付け26農畜機第5882号承認）

この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行する。

別表1

機械装置の区分	機械装置の種類・仕様等
飼料給与関係機械装置	自動給餌装置、自動給水機、自走式給餌機、ミキサーフィーダー、ベールフィーダー 等
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
省エネ、電力安定供給のための機械装置	ヒートポンプ、インバータ制御装置、自家発電装置、配電盤 等
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、哺乳ロボット、自動家畜分別装置（オートソーティングシステム）、ふ卵関係機械装置 等
搾乳関係機械装置	パイプラインミルカー、搾乳ユニット搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、バルククーラー、オートサンプラー 等
衛生管理高度化機械装置	畜舎洗浄・清掃ロボット、動力噴霧機、車両消毒装置、脱臭関係装置 等
畜産物等管理・加工機械装置	集卵装置、汚卵洗浄装置、食肉加工機械装置、乳製品加工機械装置、検卵機械装置、選卵機械装置 等
飼料播種・追播用機械装置	<p>【牧草播種機、牧草追播種機、とうもろこし播種機】  シーダー、プランター、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ジェットシーダー 等</p> <p>【飼料用稻直播機】  複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る</p>

機械装置の区分	機械装置の種類・仕様等
飼料収穫・調製用機械装置	<p><b>【刈取機・収穫機】</b>  モア、ディスクモア、モアコンディショナー、ハイコンディショナー、フォーレージカッター、フォーレージハーベスター、コンビネーションベーラー、トウモロコシ収穫機、汎用型飼料収穫機、稻ホールクロップ収穫機、各種飼料収穫用アタッチメント 等</p>
	<p><b>【反転機・拡散機・集草機】</b>  テッダー、レーキ、ジャイロレーキ、テッダーレーキ、ジャイロテッダー、ハイメーカー、ジャイロハイメーカー 等</p>
	<p><b>【梱包機・梱包格納用機械】</b>  ハイベーラ、ロールベーラ、細断型ロールベーラ、細断型コンビラップ、ベルラッパー、細断型ベルラッパー、サイロプレス等</p>
	<p><b>【運搬機】</b>  フォーレージワゴン、サイレージトレーラー、ハイダンプワゴン、ピックアップワゴン、ファームワゴン 等</p>
	<p><b>【サイレージ等取出・積込機】</b>  フロントローダー、ホイルローダー、ショベルローダー、フォークリフト、各種アタッチメント（フォーク、グラブ、グリッパー）、サイレージカッター 等</p>
その他飼料生産関係機械装置	稻わら収集機、アンモニア処理機、簡易土壤分析機器、I C T 関連機械（G P S ガイダンスシステム、自動操舵補助システム等）等

機械装置の区分	機械装置の種類・仕様等
草地管理用機械装置	【心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔】 プラウ、ディスクハロー、ロータリーハロー、ツースハロー、ロータリ、スタブルカルチ、ディスクカルチ、サブソイラ、ダブルソイラ、ソイルルースナー、ソイルエアレーター、グラスリノベーター、溝堀機 等
	【覆土、鎮圧】 ハロー、パワーハロー、パスチャーハロー、ローラー、K型ローラー、ケンブリッジローラー、カルチパッカー 等
	【その他】 殺虫剤・除草剤等散布機、施肥機、播種機、土壤分析用機械 等
飼料調製用機械装置	TMR等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機、梱包解体機、梱包格納用機械、コンベア及び作業管理システム機器、簡易飼料分析機器 等
飼料用米調製用機械装置	飼料粉碎機、エクストルーダー処理機、エキスピандラー処理機、膨潤化処理機、SGS処理用機械、飼料混合機、粒摺機 等
放牧関連機械装置	電牧器、簡易畜舎（組立式）、移動式スタンチョン 等
飼料保管装置	飼料タンク、飼料保管庫（コンテナ倉庫又は延床面積200m <sup>2</sup> 以下の倉庫（実施設計費及び基礎工事費は対象外）） 等
エコフィード調製・給与関係装置	飼料（原料）輸送容器、飼料（原料）タンク、飼料（原料）保管庫（コンテナ倉庫又は延床面積200m <sup>2</sup> 以下の倉庫（実施設計費及び基礎工事費は対象外））、破碎機、混合機、エコフィード給与装置、リキッドフィード給与装置（配送機、パイプライン、餌槽）、エコフィード運搬用特装車、簡易エコフィード分析機械、作業管理システム機器 等

機械装置の区分	機械装置の種類・仕様等
堆肥調製散布関係機械装置	<p><b>【堆肥調製】</b> 堆肥切返機（フロントローダー、ホイルローダー、ショベルローダー、特装フォークリフト、各種アタッチメント 等） 等</p> <p><b>【堆肥散布】</b> ブロードキャスター、スカベンジャー、スラリータンカー、マニュアルプレッダー、マニュアルワゴン、マニュアローダー、ブームスプレア、ライムソーワ、コンポキャスター、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン、バキュームカー、コンベア、堆肥造粒機、袋詰装置、堆肥運搬車、自走式堆肥発酵機、堆肥乾燥機、秤量機 等</p>

(注意)

- 1 助成対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 本表のほか、本表の機械装置と同様の効果があるものとして、都道府県知事が特に認めた機械についても助成対象とする。
- 3 当事業によりリース導入された機械装置については、飼料作物以外の作物生産に用する場合、飼料生産に支障を生じない範囲でその利用を可能とする。
- 4 農業機械リース導入は、利用規模や作業能率の向上に即した適正な機械の選定を行うこと。

別表2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化支援事業	リース物件の取得に必要な経費	2分の1以内
2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業	リース物件の取得に必要な経費	2分の1以内